証券コード：8142

第69回 定時株主総会
招集ご通知

日 時

2022年４月19日（火曜日）午前10時
（開場　午前９時15分）

場 所

神戸市中央区港島中町６丁目10番地１
神戸ポートピアホテル本館地下１階「偕楽の間」
（末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。）

議 案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

目 次

招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 4
事業報告	P. 6
連結計算書類	P.38
計算書類	P.40
監査報告書	P.42
ご参考	P.48

株式会社トーホー

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、「インターネット」または「書面（郵送）」等による議決権の事前行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

なお、本総会では受付での検温、会場内でのマスク着用等、株主様への感染防止を最優先とした運営を行わせていただきます（検温結果等により入場をお断りさせていただく場合もございます）。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃よりひとかたならぬご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第69回定時株主総会を2022年4月19日（火曜日）に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

2022年1月期の当社グループは、第8次中期経営計画「SHIFT UP 2023」の初年度として新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を図るべく、新たなサービスの開発や損益分岐点の引き下げなど5つの重点施策に沿った取り組みを推進いたしました。変異株が出現するなど新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない状況にありますが、全社一丸となってさらに社会から信頼され必要とされる会社を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　古賀裕之

トーホーグループの経営理念

食を通して社会に貢献する

トーホーグループは、戦後まもない1947年、食糧難の時代に「食の流通を通して社会を豊かにしたい」という想いで創業いたしました。

経営理念には、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」に配慮し、外食・中食・内食の「食」のあらゆるシーンを支えながら、新たな食の価値を創造し、社会に貢献していこうという想いが込められております。

私たちは、グループ各社の専門性と総合力を活かして、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」を基本に、「健康で潤いのある食文化に貢献する」ことで、社会から信頼され必要とされる企業グループを目指しております。

証券コード　8142
2022年3月31日

株　主　各　位

神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社トーホー
代表取締役社長　古賀裕之

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、「インターネット」または「書面（郵送）」等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。（2～3ページご参照）

敬　具

記

1. 日　　時　2022年4月19日（火曜日）午前10時（開場　午前9時15分）

2. 場　　所　神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第69期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件

以　上

議決権の行使等についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会に出席する場合

株主総会開催日時　2022年4月19日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
※資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※議決権を行使することができる株主様以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。

株主総会に出席されない場合

》議決権行使書の郵送

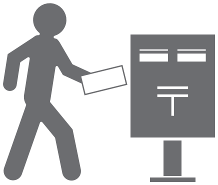

行使期限　2022年4月18日（月曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

》インターネットによる行使

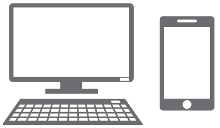

行使期限　2022年4月18日（月曜日）午後6時まで※

議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

※ウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止期間
　2022年4月2日（土曜日）午前2時から午後6時30分まで

ご注意

- 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、パソコン・スマートフォン・携帯電話によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・以下の書類につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
　①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
　②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。
・本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

トーホーウェブサイト	https://www.to-ho.co.jp

》インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

行使期限　**2022年4月18日(月曜日)午後6時まで※**

※ウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止期間
2022年4月2日(土曜日)
午前2時から午後6時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス　**https://www.web54.net**

「スマート行使」による方法

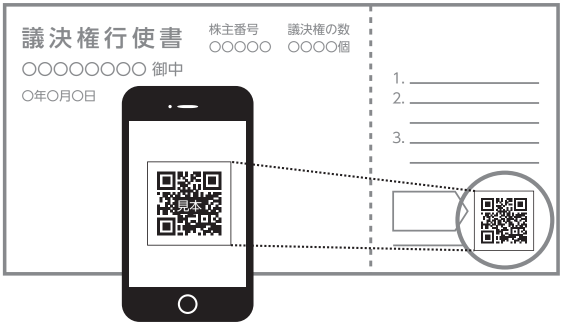

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

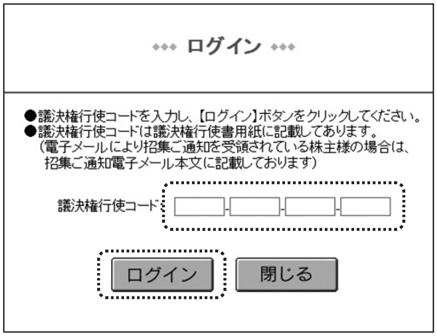

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

　第69期の期末配当につきましては、2022年１月期の親会社株主に帰属する当期純利益が２期振りに黒字転換し、３億35百万円を計上できたことを踏まえ、配当方針に基づき、今後の事業展開などを勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は53,784,140円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2022年４月20日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。

（１）変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。

（２）変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容
　　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） **第16条**　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜ 削 除 ＞
＜ 新 設 ＞	**（株主総会資料の電子提供措置）** **第16条**　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
＜ 新 設 ＞	②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜ 新 設 ＞	**（附則）** １．定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年２月１日から 2022年１月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度（2021年２月１日から2022年1月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の断続的な発出により、外食産業を中心に経済活動が制限されるなど引き続き厳しい状況で推移いたしました。一方で、ワクチン接種が進み感染者数が減少したことから９月末をもって同宣言が解除され、10月以降は経済活動が正常化に向かっておりました。しかしながら、年明け以降は新たな変異株の出現により感染者が急増するなど先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のなか、当社グループは第８次中期経営計画（３ヵ年計画）「ＳＨＩＦＴ ＵＰ ２０２３」（2022年１月期（2021年度）～2024年１月期（2023年度））の初年度として、新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を図るべく、収益構造改革による損益分岐点の引き下げや新たなサービスを開発するなど、５つの重点施策に沿った取り組みを推進いたしました。

以上の結果、売上高は1,885億67百万円（前期比1.3％増）と増収となりました。また、収益構造改革による損益分岐点の引き下げを推進したことで営業損失は４億46百万円（前期は31億41百万円の営業損失）と前期より26億95百万円改善いたしました。経常利益は雇用調整助成金の特別措置延長などにより１億78百万円（前期は20億63百万円の経常損失）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社グループが保有する固定資産の一部売却などにより特別利益を計上したことで、３億35百万円（前期は35億91百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）と、２期ぶりに黒字を確保いたしました。

セグメント別売上高構成比

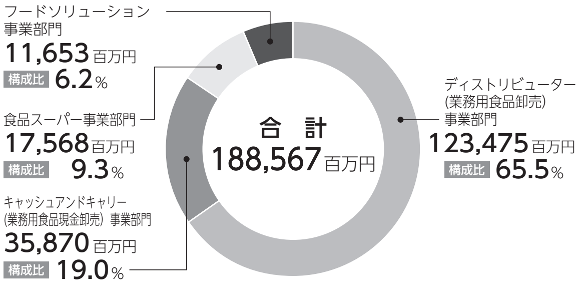

セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

ディストリビューター（業務用食品卸売）事業部門

業務用食材の提供からメニュー、情報、システム提案、調理機器に至るまで、
あらゆるジャンルの外食ビジネスをトータルにサポートしています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返され、特に酒類提供の制限・禁止により飲食業態の多くが休業に追い込まれるなど、当事業部門の主要顧客である外食産業の経営環境が引き続き悪化いたしました。一方で、コロナ禍では健康や簡便などをキーワードとしたヒット商品の登場やデジタル技術を活用したビジネスの変革により、新しい潮流が生まれ関心度も高まっております。

このような状況のなか、当期はオンラインメニュー提案やプライベートブランド商品の動画プロモーション、ＳＮＳやデジタルブックを活用した情報発信など、デジタルを活用した新しい営業スタイルの開発と展開を推進いたしました。また、10月に自社焙煎「toho coffee」の定期便サービスを新たに開始するとともに、11月には万全の感染対策のもと、㈱トーホーフードサービスが約１年９ヵ月ぶりに総合展示商談会（熊本県）を開催いたしました。一方で、コロナ禍でも比較的需要が安定している介護・病院給食業態への対応を強化するため、プロジェクトチームを発足し情報共有とそれに基づく具体的な取り組みを推進いたしました。

海外事業は、香港で日本食材などの業務用食品を卸売するSuitfit Company Limitedが新規顧客を獲得し好調に推移するなどコロナ禍でも増収となりました。

なお、㈱トーホーフードサービスは、２月に㈱トーホー・共栄（横浜市磯子区）および河原食品㈱（川崎市川崎区）を吸収合併いたしました。また、同社としては約６年ぶりの新規事業所となる京阪営業所（大阪府高槻市）を開設するとともに、仙台営業所（宮城県岩沼市）を移転するなど事業基盤を強化いたしました。

以上の結果、国内外で新規開拓を進めたこともあり、当事業部門の売上高は1,234億75百万円（前期比6.2％増）、営業損失は10億11百万円（前期は41億85百万円の営業損失）となりました。

売上高/営業利益

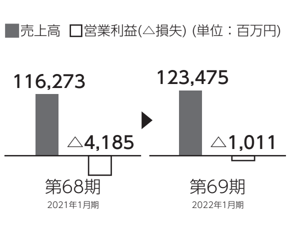

２月に㈱トーホーフードサービスが約６年ぶりの新規事業所となる京阪営業所を開設

キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門

飲食店の毎日の仕入にお役立ていただける
プロの食材の店「A-プライス」などの店舗を運営しています。

当事業部門は、感染再拡大に伴い主要顧客である飲食店への休業・時短営業要請などに加え、前期の巣ごもり需要の反動の影響を大きく受けました。

このような状況のなか、プロの食材の店「A-プライス」では、主要顧客である中小飲食店に対して、省力化につながるプライベートブランド商品や特色のある産直食材・専門食材・調理機器など、コロナ禍により変化した顧客ニーズに対応した提案を強化いたしました。また、多様化する顧客ニーズに対応するとともに新たな販路を開拓し新規顧客を獲得するため、９月に「A-プライスオンラインショップ」を開設いたしました。一方、継続的に注力する「A-プライスアプリ」については、会員への有力な情報発信、優待イベントの開催などを行いアプリ入会を推進した結果、過去最高となる年間会員数を獲得し総計で60万人を突破いたしました。

なお、２月に㈱トーホーキャッシュアンドキャリーが㈱トーホー・Ｃ＆Ｃ静岡（静岡市葵区）を吸収合併したことで、当事業部門は１社体制となりました。また、事業基盤の強化に向けて、５月に和歌山店（和歌山市）を改装いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、前期および当期に実施した閉店の影響もあり、当事業部門の売上高は358億70百万円（前期比8.1％減）、営業利益は５億51百万円（同28.3％減）となりました。

売上高/営業利益

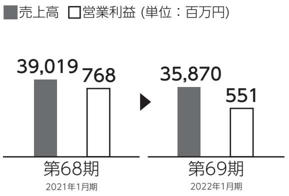

5月に改装したA-プライス和歌山店

９月にA-プライス
オンラインショップを開設

食品スーパー事業部門

「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」をコンセプトに兵庫県南部で地域密着型の食品スーパー（トーホーストア）を運営しています。

㈱トーホーストアは、コンセプトである「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」を実践するため、鮮度や美味しさにこだわった商品の品揃えに注力いたしました。特に寿司に注力し、生ネタを使用した鮮度の高い美味しい商品を拡充し、主要顧客であるシニア世代を中心にご好評をいただきました。一方、事業活性化のため４月に上高丸店（神戸市垂水区）、10月にかりばプラザ店（神戸市西区）の２店舗を改装いたしました。

しかしながら、前期の巣ごもり需要の反動や前期および当期に実施した閉店の影響に加えて、競争激化が継続しており、当事業部門の売上高は175億68百万円（前期比6.7％減）、営業損失は３億84百万円（前期は１億35百万円の営業損失）となりました。

売上高/営業利益

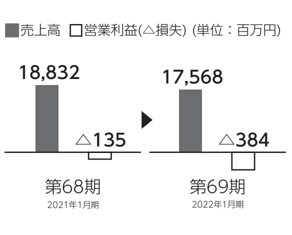

フードソリューション事業部門

外食産業向け業務支援システム、品質管理サービス、業務用調理機器・コーヒーマシン等の輸入・製造・販売、総合建設請負、店舗内装設計・施工など、外食ビジネスをトータルにサポートする様々なソリューションを提供しています。

食品の品質管理、業務支援システム、業務用調理機器、店舗内装設計・施工などの「外食ビジネスをトータルにサポートする」機能について引き続き提案を強化し、グループシナジーの最大化を図りました。

食品の品質管理サービスを展開する㈱トーホービジネスサービスは、ＪＦＳＭ（一般財団法人食品安全マネジメント協会）が運営する食品安全マネジメント規格の監査会社として、食品事業者に対して監査、評価、適合証明の発行を行うサービスを実施しております。当期は、７月にホームページをリニューアルし、８月より同規格の取得および維持に必要な書類を作成・管理・共有できるクラウドサービス「Easy Filers」の提供を開始するなど、顧客の利便性向上に努め、食品業界の安心・安全、品質管理の向上に貢献する体制の充実を図りました。併せて、収益力の向上を図るべく、コスト・コントロールにも継続して取り組みました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、当事業部門の売上高は116億53百万円（前期比3.6％減）、営業利益は３億97百万円（同2.9％減）となりました。

売上高/営業利益

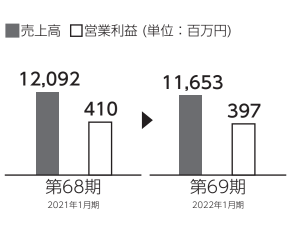

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資額は、総額９億72百万円であります。

その主なものは次のとおりであります。

ディストリビューター事業部門	㈱トーホーフードサービス（開設・移転）	92百万円
キャッシュアンドキャリー事業部門	A-プライス店舗（改装・修繕）	87百万円
食品スーパー事業部門	トーホーストア店舗（改装）	１億41百万円
フードソリューション事業部門	連結子会社が賃借している土地の取得など	１億95百万円

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金および運転資金などの必要資金は、自己資金および借入金により賄いました。また、当期末の借入金残高は、前期末に比べて32億3百万円減少し、307億28百万円となりました。

(4) **事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況**

特に記載すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況

区　分	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (当連結会計年度) (2022年1月期)
売上高（百万円）	217,666	231,266	186,217	188,567
営業利益又は営業損失（△）（百万円）	1,637	1,433	△3,141	△446
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	1,753	1,518	△2,063	178
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	849	474	△3,591	335
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	79.01	44.15	△333.85	31.20
総資産（百万円）	89,257	90,745	83,162	82,702
純資産（百万円）	24,471	24,613	19,384	20,237
1株当たり純資産額（円）	2,217.46	2,213.16	1,747.20	1,852.14

（注）百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

▶ 売上高

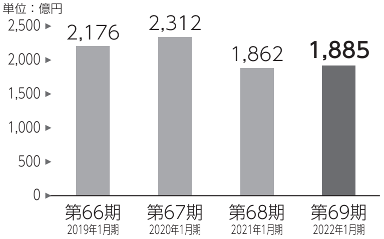

▶ 経常利益

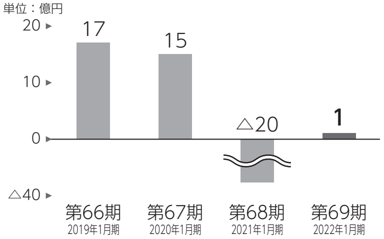

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

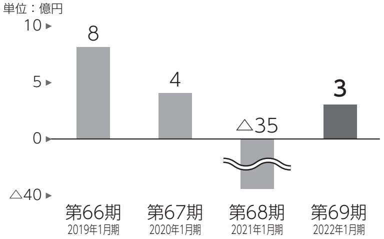

▶ 1株当たり当期純利益

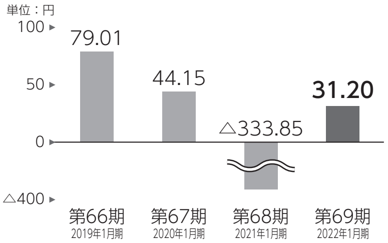

▶ 総資産・純資産

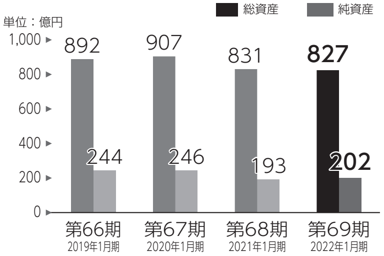

▶ 1株当たり純資産額

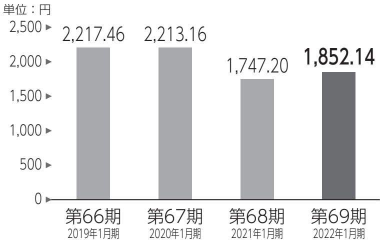

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
【ディストリビューター(業務用食品卸売) 事業】			
㈱トーホーフードサービス	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品卸売業
㈱トーホー・仲間	10百万円	100.0	
㈱トーホー・北関東	50百万円	100.0	
㈱藤代商店	20百万円	100.0	
㈱鶴ヶ屋	10百万円	100.0	
TOHO Singapore Pte. Ltd.	540千SGD	100.0	
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	3MYR	100.0	
昭和物産㈱	10百万円	100.0	
FRESHdirect Pte. Ltd.	1,386千SGD	100.0	
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	14百万HKD	51.0	
関東食品㈱	50百万円	88.8	
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	100千SGD	100.0	
Suitfit Company Limited	13千HKD	100.0	

会　　　社　　　名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
【キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業】			
㈱トーホーキャッシュアンドキャリー	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品現金卸売業
【食品スーパー事業】			
㈱トーホーストア	100百万円	92.8	生鮮食品・加工食品等の販売業
【フードソリューション事業】			
㈱トーホービジネスサービス	100百万円	100.0	各種事務の受託業等
㈱アスピット	100百万円	98.8	外食産業向けＡＳＰ事業
㈱トーホー・コンストラクション	80百万円	100.0	総合建設請負業
㈱トーホーファーム	10百万円	100.0	農産物の生産・販売業
㈱トーホーウイング	30百万円	100.0	庶務業務受託業
㈱システムズコンサルタント	82百万円	100.0	ソフトウェアの開発・保守
㈱エフ・エム・アイ	99百万円	100.0	業務用調理機器・コーヒーマシン・製菓機器等の輸入・製造・販売業

（注）㈱Ａ.Ｉ.は、2021年３月31日に営業終了し、事業機能をグループ内に移管し、解散および清算いたしました。

(7) 主要な事業内容（2022年１月31日現在）

当社グループは、テーマパーク・ホテル・レストラン・事業所給食などの外食産業に対する業務用食材の卸売および現金卸売業、業務用コーヒー製造業、生鮮三品（青果・精肉・鮮魚）を中心に惣菜・日配食品・加工食品および日用雑貨などの小売業、外食産業向け業務支援システムの販売業、不動産賃貸業、総合建設請負業、飲食店等の内装設計・施工業、品質管理サービス業、業務用調理機器の輸入・製造・販売業、農産物の生産・販売業、各種事務の受託業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場等（2022年１月31日現在）

① 当社

本社　神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
工場　神戸市東灘区向洋町西５丁目10番

② 主要な子会社

㈱トーホーフードサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
㈱トーホー・仲間	本社	沖縄県石垣市真栄里466番地１号
㈱トーホー・北関東	本社	栃木県宇都宮市川田町400番１号
㈱藤代商店	本社	横浜市神奈川区栄町15番地20
㈱鶴ヶ屋	本社	埼玉県戸田市笹目７丁目８番８号
TOHO Singapore Pte. Ltd.	本社	36 Woodlands Terrace, Singapore
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	本社	NO.3A, Jalan TP3, Taman Perindustrian Sime UEP, 47600 Subang Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
昭和物産㈱	本社	東京都荒川区町屋１丁目38番16号 菱興町屋ビル３階
FRESHdirect Pte. Ltd.	本社	47 Jalan Buroh #01-08 (Level 1M1) CWT Mega Logistics Hub　Singapore
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	本社	Unit511,5/F., Chai Wan Industrial City, Phase1, 60 Wing Tai Road, Chai Wan, Hong Kong
関東食品㈱	本社	群馬県高崎市綿貫町2223-１
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	本社	29 Hillview Terrace,#01-02 Hillview Warehouse Singapore
Suitfit Company Limited	本社	Room08,10F,Harbour Industrial Centre,10 Lee Hing Street,Ap Lei Chau,Hong Kong
㈱トーホーキャッシュアンドキャリー	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
㈱トーホーストア	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番

㈱トーホービジネスサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
㈱アスピット	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
㈱トーホー・コンストラクション	本社	神戸市中央区下山手通４丁目７番12号
㈱トーホーファーム	本社	神戸市西区神出町小束野53番81号
㈱トーホーウイング	本社	神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
㈱システムズコンサルタント	本社	東京都中央区東日本橋３丁目７番17号 ＣＴビル５階
㈱エフ・エム・アイ	本社	東京都港区麻布台１丁目11番９号

(9) 従業員の状況（2022年１月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,579（2,159）名	△163（△75）名

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に１日８時間勤務換算人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94（42）名	△8（△4）名	43.8歳	17.1年

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に１日８時間勤務換算人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額（2022年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	3,700 百万円
兵庫県信用農業協同組合連合会	3,570 百万円
株式会社福岡銀行	2,464 百万円
株式会社肥後銀行	2,385 百万円
株式会社中国銀行	2,180 百万円

（11）対処すべき課題

現在、世界経済・日本経済ともに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受け続けており、昨年秋はワクチン接種が進み徐々に経済活動が進んだものの、今年に入って出現した新たな変異株により経済活動が再び制限されるなど先行きが見通せない状況が続いております。そのため、当社グループにおきましても当面は厳しい経営環境が継続するものと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、昨年に第８次中期経営計画（３ヵ年計画）「ＳＨＩＦＴ ＵＰ ２０２３」（2022年１月期（2021年度）～2024年１月期（2023年度））を策定いたしました。経営理念「食を通して社会に貢献する」のもと、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えコロナ禍の新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を目指し、次に掲げる５つの重点施策に引き続き取り組んでまいります。

【５つの重点施策】

１．コア事業の更なる強化
- 未開拓業態・顧客層の開拓
- 顧客・現場視点でのＰＢ商品の開発・販売強化
- グループシナジーの更なる発揮
- Ｍ＆Ａ、アライアンスを活用した未開拓エリア等への進出

２．新たなサービスの開発
- 変化する顧客ニーズに即した商品、サービスの開発
- 新たな経営環境に即した販売・店舗モデルへの挑戦
（ニューノーマルな社会への対応、持続可能な社会への貢献）

３．損益分岐点の引き下げ
- 聖域なきコスト・コントロールの継続
- 働き方の更なる改革による生産性向上
- 業務のシステム化推進

４．資産回転期間の改善
- メリハリのある投資とＰＤＣＡ

５．次代を担う人材の育成
- 教育研修の更なる充実
- ジョブローテーションの活性化
- 女性活躍の推進

【トーホーグループ サステナビリティ方針】

　私たちトーホーグループは、食品とそれに関連するサービスを提供する企業グループとしての責任を自覚し、食を通して「社員・従業員」「お客様」「取引先様」「株主様」そして「地域社会」の５人のステークホルダーを豊かにする企業活動を実践し、“持続可能な社会の実現”と“事業の安定的な成長”を目指すため、以下の５つの基本方針を定めました。

　本方針に基づき、経営理念をより具体化することで、さらに社会から信頼され必要とされる企業グループを目指してまいります。

５つの基本方針

美味しくて、安心・安全な食の提供	私たちは食品を扱う企業グループとして、美味しくて、安心して食べられる安全な食品の提供が基本だと考えています。 私たちは、お客様や取引先様に提供する食品の安全と食品事故の防止に努めます。お客様や取引先様に満足いただける美味しくて安全な食品やサービスを提供することで持続可能で豊かな食生活に貢献します。
持続可能な経営の継続	私たちは「企業は天下の公器である」と考えています。適時適切に情報を発信し、ステークホルダーとの対話を大切にし、経営の透明性を高めていきます。公正な取引やそれを支える企業統治の充実とともに、グループで働くひとり一人が公正な職場と健全な取引関係を築きあげ、ステークホルダーから支持される企業活動を通じて事業の安定的な成長を継続します。
未来へ繋げるための環境対策の取り組み	私たちは未来の地球環境を今以上に良いものにしていきたいと考えています。食品を扱う企業として食品ロス削減による二酸化炭素排出抑制など気候変動緩和活動や環境保全活動を継続していきます。また、日常生活の中でも環境活動を推進できるよう従業員教育を継続します。
個性の尊重と能力を発揮できる組織の構築	私たちは「企業は人である」と考えています。そのための基本である従業員の健康に配慮します。私たちの企業グループで働くことでひとり一人が成長し、その結果、会社も成長する教育を実践します。また、性別や国籍などで差をつけることなくそれぞれの人権を尊重し、個性を認め、持てる能力を存分に発揮できる組織作りを継続します。
地域社会発展への貢献	私たちは地域・社会と共に成長していきたいと考えています。持続可能な地域の発展は、私たちの事業の基盤です。地域との様々な交流を通して地域・社会の発展に貢献します。また、私たちが扱う食品などを提供してくれる産地や生産者も意識し、共に成長できる活動を実践します。

2．会社の株式に関する事項（2022年１月31日現在）

（1）発行可能株式総数　27,950,800株

（2）発行済株式の総数　11,012,166株（自己株式255,338株を含む）

（3）株主数　11,305名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
国分ホールディングス株式会社	977,000株	9.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	700,000株	6.51%
トーホー社員持株会	654,706株	6.09%
国分グループ本社株式会社	551,420株	5.13%
第一生命保険株式会社	323,500株	3.01%
前田　玲子	300,000株	2.79%
株式会社西日本シティ銀行	264,600株	2.46%
日本生命保険相互会社	188,160株	1.75%
株式会社福岡銀行	162,120株	1.51%
株式会社三井住友銀行	129,820株	1.21%

（注）１．当社は、自己株式を255,338株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　　２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2022年１月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	古　賀　裕　之	
取　締　役	佐　藤　敏　明	財務部、グループ戦略部、 コーポレート・コミュニケーション部担当 株式会社トーホーフードサービス 監査役、 株式会社トーホービジネスサービス 監査役
取　締　役	淡　田　利　広	マーケティング本部、品質統括部担当 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 取締役、 株式会社トーホーストア 監査役、 株式会社トーホー・北関東 監査役 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社 取締役
取　締　役	奥　野　邦　治	人事部、コンプライアンス室担当 株式会社トーホー・コンストラクション 監査役、 株式会社鶴ヶ屋 監査役
取　締　役 （社外取締役）	中　井　康　之	株式会社レザック 顧問
取　締　役 （社外取締役）	大　嶋　義　孝	コンサルティング大嶋 所長、 株式会社テクノスジャパン 取締役（監査等委員）
取　締　役 （社外取締役）	佐　藤　尚　文	株式会社ＤＡＣＳ 代表取締役社長、 旭精工株式会社 監査役
取　締　役 （社外取締役）	原　田　比呂志	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	奥村卓哉	
常勤監査役 （社外監査役）	中島亨	
監査役 （社外監査役）	内海陽子	神戸合同法律事務所 パートナー
監査役 （社外監査役）	中川一之	中川一之公認会計士事務所 所長、 株式会社イチネンホールディングス 監査役

（注）1．中井康之氏、大嶋義孝氏、佐藤尚文氏および原田比呂志氏は社外取締役であります。当社は、東京証券取引所に対して、４氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2．中島亨氏、内海陽子氏および中川一之氏は社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して、３氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．中川一之氏は、監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価され決定したことから当決定方針に沿うものであると判断しております。

■取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を次の通り定めています。

１）トーホーグループの長期継続的な成長と企業価値向上につながること
２）毎年の経営目標達成のインセンティブとなること
３）経営環境や業界水準など客観性のある水準であること
４）透明性のあるプロセスで決定されること

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、業績連動報酬と固定報酬で構成され、その割合は概ね３：７となっており、すべて金銭で支払われます。

業績連動報酬は、連結営業利益の実績の業績予想値に対する達成率と前年からの伸び率を基にして決定しております。算定の基礎とした連結営業利益は事業会社として経営活動の基本的な利益であり、取締役が果たすべき業績責任をはかる上でふさわしい指標であると考えています。

なお、当事業年度の連結営業利益は、業績予想の公表値500百万円の損失に対し、実績は446百万円の損失となりました。

業績連動報酬は、役員賞与と月額報酬の一部として支払われております。役員賞与は前事業年度の連結営業利益の達成状況を基本に、中期経営計画の達成状況も勘案し、報酬諮問委員会の答申に基づき支給率が決定され、定時株主総会後に支給されます。月額報酬の一部として支払われる業績連動報酬は前事業年度の連結営業利益の達成状況により決定されます。なお、個人別の業績への貢献度に応じ、役員賞与は±50％、月額報酬は±30％で増減いたします。

取締役の個人別貢献度の評価は報酬諮問委員会が委員全員の同意のもと行い、報酬諮問委員会の評価結果（ただし、代表取締役自身を除く）に代表取締役の評価を反映して最終決定されます。取締役会は報酬諮問委員会による最終確認を経た評価結果に基づき、あらかじめ定められた算式で算出した結果をもって個人別報酬額を決定しており、決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任しておりません。

固定報酬は、役職に応じて設定されており毎月定額が支払われます。
社外取締役に対しては、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割からあらかじめ決められた固定報酬のみが支払われます。

取締役報酬の改定方針やその水準の検証、また役員賞与支給の妥当性については、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会（代表取締役社長は原則として委員にならない）が客観的かつ公正な観点から検討し、取締役会に答申しております。なお、報酬諮問委員会は今期４回開催いたしました。
なお、監査役報酬の個人別配分については、監査役の協議によって決定しております。

② 役員報酬等に関する総会決議
取締役の報酬限度額は、2017年４月18日開催の第64回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。決議当時の取締役の員数は９名（うち、社外取締役の員数は４名）であります。
監査役の報酬限度額は、2017年４月18日開催の第64回定時株主総会において、月額５百万円以内と決議いただいております。決議当時の監査役の員数は４名であります。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	110（18）	92（18）	18（－）	—（－）	11（6）
監査役（うち社外監査役）	29（19）	29（19）	—（－）	—（－）	5（4）
合計（うち社外役員）	139（37）	121（37）	18（－）	—（－）	16（10）

（注）上記には2021年４月20日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名、監査役１名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中 井 康 之	・取締役会等においては金融業界および事業会社における豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・指名諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：17回中17回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：4回中4回
大 嶋 義 孝	・取締役会等においては重化学工業会社の執行役員財務部長等の豊富な実務経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、財務および企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：17回中17回 経営戦略会議：12回中11回 ガバナンス委員会：12回中12回 報酬諮問委員会：2回中2回
佐 藤 尚 文	・取締役会等においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・指名諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：14回中13回 経営戦略会議：9回中8回 ガバナンス委員会：10回中10回 指名諮問委員会：4回中4回
原田比呂志	・取締役会等においては行政分野および事業会社における経営者としての多様な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・報酬諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：14回中14回 経営戦略会議：9回中9回 ガバナンス委員会：10回中10回 報酬諮問委員会：2回中2回

(注) 佐藤尚文氏および原田比呂志氏は、2021年４月20日開催の第68回定時株主総会において選任されたため、就任後に開催された取締役会等のみを対象としております。

② 社外監査役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中　島　亨	・取締役会および監査役会においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：14回中14回 監査役会：11回中11回 経営戦略会議：9回中9回
内 海 陽 子	・取締役会および監査役会においては弁護士としての専門知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：17回中17回 監査役会：14回中14回
中 川 一 之	・取締役会および監査役会においては監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：17回中17回 監査役会：14回中14回

（注）中島亨氏は、2021年4月20日開催の第68回定時株主総会において選任されたため、就任後に開催された監査役会等のみを対象としております。

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役中井康之氏の兼職先である株式会社レザックと当社とは特別な関係はありません。

取締役大嶋義孝氏の兼職先であるコンサルティング大嶋、株式会社テクノスジャパンと当社とは特別な関係はありません。

取締役佐藤尚文氏の兼職先である株式会社ＤＡＣＳ、旭精工株式会社と当社とは特別な関係はありません。

監査役内海陽子氏の兼職先である神戸合同法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

監査役中川一之氏の兼職先である中川一之公認会計士事務所、株式会社イチネンホールディングスと当社とは特別な関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

■スキル・マトリックス（ご参考）

氏　名	当社における地位	社外・独立役員	企業経営 経営戦略	営業、 マーケティング	財務、 会計、 資本政策	法務、 リスク管理、 内部統制	人事、労務	I T、 デジタル	E S G、地域 コミュニティ	商品調達、 開発、物流
古賀　裕之	代表取締役社長		○	○					○	
佐藤　敏明	取締役		○		○				○	
淡田　利広	取締役		○	○		○				○
奥野　邦治	取締役		○	○		○	○			
中井　康之	取締役	社外 独立	○		○	○				
大嶋　義孝	取締役	社外 独立	○		○					
佐藤　尚文	取締役	社外 独立	○					○		
原田　比呂志	取締役	社外 独立	○						○	
奥村　卓哉	常勤監査役				○	○				
中島　亨	常勤監査役	社外 独立	○		○					
内海　陽子	監査役	社外 独立				○				
中川　一之	監査役	社外 独立			○					

4．会計監査人の状況

（1）名称　　神明監査法人

（注）当社の会計監査人である神明監査法人（消滅法人）は、2022年４月1日付で、協立監査法人（存続法人）と合併いたします。また、 同日に協立監査法人（存続法人）は協立神明監査法人に名称を変更いたします。これに伴いまして、2022年４月１日より当社の監査証明を行う公認会計士等は、協立神明監査法人となります。

（2）報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、または、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

（5）会計監査人の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

5．コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する使命と責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、透明性・公正性の高い経営を支えるより強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたします。

○コーポレート・ガバナンス体制模式図

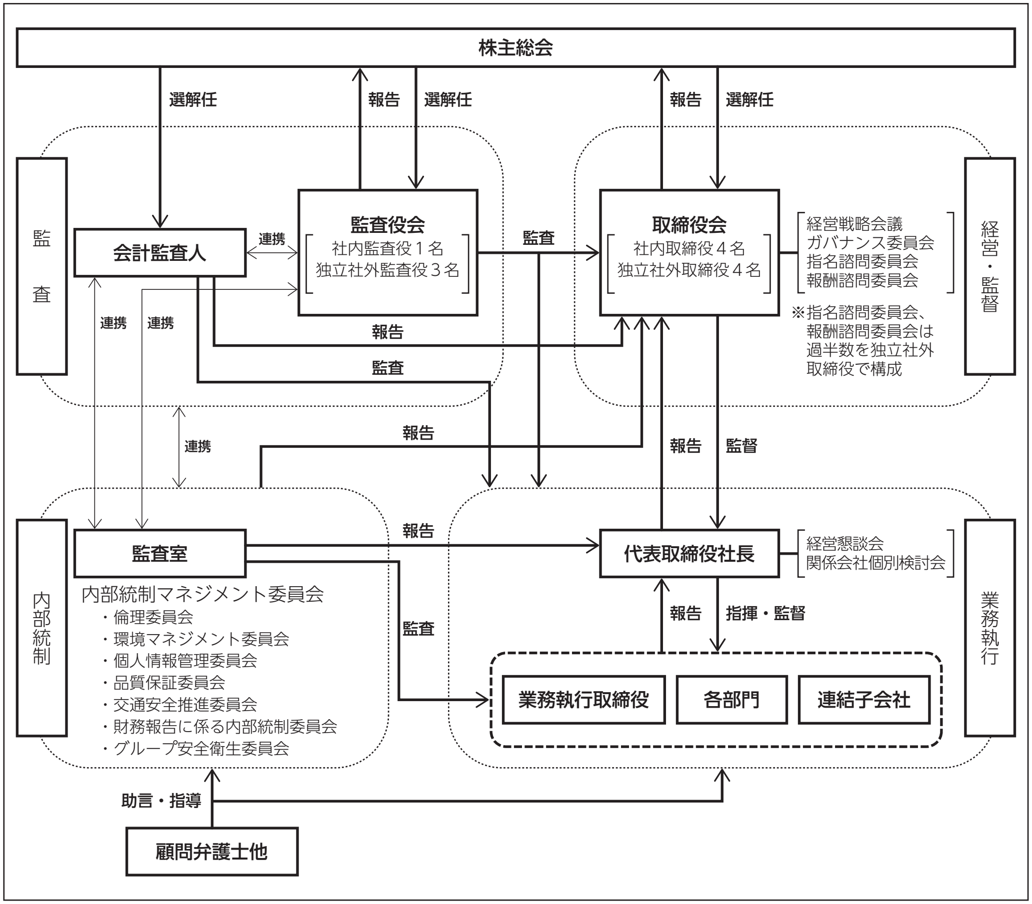

取締役会

取締役会は、原則として毎月１回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会は、その構成員全員が経営理念を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、企業戦略の方向性を明確にし、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支援しております。加えて、独立社外取締役、独立社外監査役の独立性に根差した公正で実効性のある取締役に対する監督機能を果たしております。

監査役会

監査役会は、毎月１回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、監査室および会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会およびその他重要な会議へ出席し、経営状況の監査を行っております。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役４名を含む取締役８名で構成され、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針について協議・検討するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループが抱える経営課題等について協議・検討し、取締役会に答申しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社の利点を取入れた、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、構成員である取締役３名のうち過半数が社外取締役であり、かつ社外取締役が委員長を務めております。また、代表取締役社長は原則として両委員会の委員となりません。

指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役および主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会および監査役会に推薦しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・客観性を確保して、役員報酬の改定方針やその水準、また、役員賞与支給の妥当性などを検討し取締役会へ答申しております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、当社取締役、常勤監査役、主要子会社の社長で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が企業価値を向上させる組織としての役割・責務を継続的に果たしていくため、取締役会の実効性の評価を全取締役、全監査役によるアンケート形式により、毎年行っております。

当連結会計年度につきましては、全取締役８名、全監査役４名に対して2022年１月15日にアンケート用紙を配布し、同月28日に全員から回収いたしました。アンケート結果をもとにガバナンス委員会で評価、検討した概要は以下のとおりです。

アンケート内容

・各質問項目について「５：できている」から「1：できていない」の５段階評価、および意見を記入する無記名アンケート方式。

・質問項目は、「取締役会の構成（４問)」「取締役会の運営（４問)」「審議について（５問)」「社外役員に対する情報提供・社外取締役のパフォーマンス（８問)」「諮問委員会について（６問)」「総合評価（２問)」、計29問で構成。

評価結果の概要

前回のアンケートで課題として挙げた情報提供の早期化や取締役会付議事項の見直しは、情報端末の活用や規程の見直しを行い改善を図った。

今回のアンケート結果では、当社取締役会の実効性は一定の水準を維持できていると評価したが、更に高めていくために以下のような課題があると認識した。これらについては、中期的に実現を図っていくものもあるが、改善について検討を進めていきたい。

①取締役会の構成における多様性（特に性別や年齢）については、中期的な課題として、今後もその具体化に向けて継続して取り組んでいく。

②戦略的な方向付けを行う取締役会として、グループ全体の方向性の議論や重要案件、大型案件についてのPDCAなどに多くの時間を割き、今以上に議論を充実させていく必要がある。

③取締役会の議論を一層活発化させていくために、議論の基礎となる当社グループのリスクや財務に関する情報の定期的な提供や取締役会議題の事前説明などを更に充実させていく必要がある。

④社外取締役と建設的な意見交換を行い方向付けを行っていくためには、提案部門での法務・財務面での事前検討やそれによる資料の充実、ポイントを整理した分かりやすい説明など事前準備の充実が求められている。

6．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループでは、以下の経営憲章を経営のよりどころとしております。

【経営憲章】

この憲章は、株式会社トーホーおよびグループ会社の永遠の繁栄のために定めたものである。

経営にあたる者は、この憲章の趣旨を充分に理解したうえで「企業は天下の公器なり」の考え方のもとに、実行に努めなければならない。

一、企業は人である。それぞれの人格を重んじ、出身閥・学閥・門閥などに囚われることなく人材を広く社内外に求め、実力主義にもとづいて、適材を適所に配置すること。
二、誠実と信用を旨とし、お客様第一に心がけ、いやしくも目先の小利や投機などに走ってはならない。
三、視野を広く国の内外に向け、常に時代先取りの経営を進めること。
四、事を決するには、まず衆知を集め、社内外の意見を求め、わが社の発展を前提とすること。
五、目的を同じくする同志として、融和と結束を常に心がけ、何事にも総力を挙げて事にあたること。
六、勤勉質素を旨とし、清廉潔白に身を保ち、社会に感謝し、奉仕の精神を忘れないこと。
七、公私の別を明らかにし、責任体制を明確にし、常に信賞必罰で臨むこと。
八、実績を示す数字は真実の鏡である。仮にも事実を粉飾することなどがあってはならない。
九、利益の配分については、まず資本の充実を図り、株主および従業員の優遇を心がけ、公平かつ公明に分配すること。
十、在職中は勿論のこと、退職後も会社の機密など漏洩してはならない。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について統括管理を行う。

② 当社グループは、「倫理委員会」を設置し、企業倫理および法令遵守の精神を周知徹底する。

③ 当社グループは、「品質保証委員会」を設置し、「食品安全衛生管理規程」に基づき、食品に関する法令遵守・安全衛生体制を強化し、消費者および取引先に提供する食品の安全確保に努める。

④　当社グループは、「交通安全推進委員会」を設置し、交通規則ならびに車両の適正な管理や運転技術の指導教育を行い、交通安全の推進や法令遵守の強化に努める。
⑤　当社グループは、「個人情報管理委員会」を設置し、個人情報保護法対応および情報セキュリティ対策等を行い、個人情報の適切な取扱いに努める。
⑥　当社グループは、「環境マネジメント委員会」を設置し、「環境マニュアル」に基づき、継続的な地球環境保全のための活動を行う。
⑦　当社グループは、「グループ安全衛生委員会」を設置し、グループ内で発生した労災事故の事案を把握し、その対策等を行い、労災事故撲滅に努める。
⑧　当社グループの全ての役員および使用人は、共通の理念である「toho group way」とコンプライアンスの基本原則である「倫理行動規範」を通じてその精神を理解し、一層公正・透明で風通しの良い企業風土の構築に努める。
⑨　当社グループは、反社会的勢力との関係は、法令違反につながるものと認識し、「反社会的勢力排除規程」に基づき、不当要求等に対して毅然と対応するとともに、反社会的勢力との関係を遮断する体制の整備に努める。
⑩　当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、社内の窓口と社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
⑪　当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的に実施する内部監査を通じて、当社グループの業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適法・適正であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努める。

(3)　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内諸規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内諸規程に基づき、定められた期間保存する。

(4)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社グループは、全社横断的な委員会組織として「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社グループ全体のリスクについて統括管理を行うとともに、子会社の社長を内部統制責任者として任命し、各子会社はリスクマネジメントを行う。また、有事には当社の社長を対策本部長とする緊急対策本部を設け、危機管理にあたる。
②　通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、最適な管理体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。経営計画達成のため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

② 当社は、社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長をメンバーとする経営戦略会議を設け、定期的に開催し、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて、充分に審議する。取締役会の決議を要する重要事項については、毎月１回開催する定例の取締役会および臨時取締役会にて決定し、併せて取締役の職務執行状況の監督等を行う。

③ 当社は、子会社との各種連絡・協議を行うため、適宜、関係会社個別検討会を開催し、当社の取締役、監査役および子会社の取締役等が必要に応じてその会議に参加することにより、経営の効率化を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、グループ戦略部を設置し、適切な経営管理を行う。

② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、重要事項の承認について必要な手続きおよび報告事項について報告を求める。

(7) 監査役による監査が効率的に行われるための体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査室に置く。

② 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の任命、解任、評価、人事異動については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

③ 前２項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

④ 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制

(ⅰ)当社グループの取締役および使用人は、法令に従い、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときまたは不正事故等が発生したときは直ちに当社監査役に報告する。

(ⅱ)当社において、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することとする。

(ⅲ)上記にかかわらず、当社監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

⑤　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

⑥　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ⅰ)当社の監査室は、内部監査の計画および結果の報告を、当社監査役に対して定期的および必要に応じて臨時に行って相互の連携を図ることとする。

(ⅱ)当社監査役は、会計監査人の会計監査に積極的に立会うことにより連携を図ることとする。

(8)　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、財務報告に関する内部統制の整備・運用を行い、財務報告の信頼性を確保する。

当社の運用状況

当連結会計年度においては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

(1) 内部統制システム全般

当社は、グループ全体における内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るため、代表取締役社長を委員長とする内部統制マネジメント委員会を設置しております。本委員会は、内部統制システム運用のグループ全体俯瞰を行うとともに、リスクマネジメントに重点を置き、課題の抽出と改善を行っております。

なお、本委員会は当連結会計年度に７回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、経営方針に「コンプライアンスと適時情報開示」を掲げており、コンプライアンスへの理解と高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、当社グループの良き伝統・理念を集約した行動準則としての「toho group way」、全てのステークホルダーと適切な協働に努めるための「倫理行動規範」を制定し、朝礼等で読み合わせを実施するなどの教育・研修を継続的に行っております。

当社グループの内部通報制度は、社内の窓口としてコンプライアンス室と労働組合、社外の窓口として外部の弁護士を直接の情報受領者とする窓口を設置しており、内部通報制度を全従業員に周知しております。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、グループ各社で新規取引先等の反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力との関わりを防止しております。また、兵庫県企業防衛対策協議会に参加し、管轄警察署との連携を深めております。

(3) リスク管理

内部統制マネジメント委員会では、あらかじめ具体的なリスクを収集・分類し、重要リスクを特定、一元的に管理しております。また、そのリスクが顕在化した場合、適切な対応を行い、会社損失を最小化するための施策に取り組んでおります。

更に、品質管理、個人情報管理、環境管理、交通安全、安全衛生に関する各リスクは、グループ横断的な組織として各委員会を設置し、適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

監査室は、内部監査計画に基づき、次の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に報告を行いました。

① 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価

② 当社および子会社における業務の適正性、法令遵守状況

(5) 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役８名で構成され、原則として毎月１回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の状況を監督しております。また、当社では、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は経営戦略会議による審議を経て取締役会に付議しております。

また、グループ会社の取締役会決議事項については、一定の基準を設け、当社の取締役会および経営戦略会議承認事項として、経営管理を行っております。

当連結会計年度の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は17回（書面決議を含まない。)、経営戦略会議は12回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行っております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は毎月開催の経営戦略会議および内部統制マネジメント委員会の出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、グループ各社の取締役等との意見交換、監査室・会計監査人・子会社監査役等と連携して監査を実施しております。

当連結会計年度に監査役会は14回開催いたしました。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策については、事業活動を安定的に継続する上で維持すべき適正な資本構成を勘案し、ROEを向上させる方向で決定したいと考えております。

具体的配当方針は、ネットDEレシオ（純有利子負債／純資産）が0.7～0.9倍程度を現状での適正な資本構成と考え、ネットDEレシオがその範囲で推移する状況において、当面配当性向40%程度を維持したいと考えております。

また、当社は従来から安定配当を実施しており、1株当たり当期純利益に連動した利益連動型配当は行っておりません。従って、提示している配当性向は中期的に達成するものであり、一時的な利益の変動や資金の流出を伴わない特別損失などに影響されません。

しかしながら、2021年１月期におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により親会社株主に帰属する当期純利益が損失となり、適正な資本構成から大きく乖離しているなかで財務基盤の安定化を図るため、2021年１月期の中間期から連続して無配とさせていただいておりました。

当事業年度の配当につきましては、2022年１月期の親会社株主に帰属する当期純利益が、３億35百万円を計上できたことを踏まえ、２期ぶりに復配することといたします。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**37,750**	**流動負債**	**39,977**
現金及び預金	8,700	支払手形及び買掛金	23,556
受取手形及び売掛金	15,108	短期借入金	11,729
たな卸資産	10,841	未払法人税等	691
その他	3,176	賞与引当金	448
貸倒引当金	△75	ポイント引当金	242
固定資産	**44,951**	製品保証引当金	74
有形固定資産	**27,468**	資産除去債務	44
建物及び構築物	8,791	その他	3,190
機械装置及び運搬具	1,747	**固定負債**	**22,486**
器具備品	739	長期借入金	18,998
土地	14,977	事業所閉鎖等引当金	1
建設仮勘定	1	繰延税金負債	641
リース資産	1,210	資産除去債務	936
無形固定資産	**6,833**	退職給付に係る負債	458
のれん	6,150	リース債務	930
ソフトウェア	552	その他	519
その他	130	**負債合計**	**62,464**
投資その他の資産	**10,649**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,635	**株主資本**	**19,004**
関係会社株式	411	**資本金**	**5,344**
差入敷金	3,672	**資本剰余金**	**5,100**
繰延税金資産	722	**利益剰余金**	**9,198**
退職給付に係る資産	3,886	**自己株式**	**△639**
その他	468	**その他の包括利益累計額**	**918**
貸倒引当金	△147	**その他有価証券評価差額金**	**295**
		繰延ヘッジ損益	**0**
		為替換算調整勘定	**162**
		退職給付に係る調整累計額	**460**
		非支配株主持分	**314**
		純資産合計	**20,237**
資産合計	**82,702**	**負債・純資産合計**	**82,702**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年２月１日から
2022年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**188,567**
売上原価		**151,476**
売上総利益		**37,090**
販売費及び一般管理費		**37,537**
営業損失		**446**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	23	
雇用調整助成金	493	
その他	305	823
営業外費用		
支払利息	129	
持分法による投資損失	21	
その他	47	198
経常利益		**178**
特別利益		
固定資産売却益	1,067	
投資有価証券売却益	269	1,336
特別損失		
固定資産売却損	52	
固定資産除却損	32	
店舗閉鎖損失	22	
減損損失	255	
投資有価証券売却損	3	366
税金等調整前当期純利益		**1,147**
法人税、住民税及び事業税	904	
法人税等調整額	△161	742
当期純利益		**405**
非支配株主に帰属する当期純利益		69
親会社株主に帰属する当期純利益		**335**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2022年１月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**24,206**	**流動負債**	**30,760**
現金及び預金	4,278	買掛金	11,772
売掛金	449	関係会社買掛金	4
関係会社売掛金	13,376	１年内返済予定の長期借入金	11,560
商品及び製品	1,683	未払金	622
原材料及び貯蔵品	14	未払費用	31
前払費用	34	未払法人税等	37
関係会社短期貸付金	3,724	預り金	6,690
その他	644	賞与引当金	22
固定資産	**45,274**	その他	18
有形固定資産	**13,782**	**固定負債**	**18,322**
建物	3,468	長期借入金	17,939
構築物	37	退職給付引当金	0
機械及び装置	277	資産除去債務	305
車両運搬具	0	その他	76
器具備品	9	**負債合計**	**49,082**
土地	9,989	**純資産の部**	
無形固定資産	**12**	**株主資本**	**20,290**
ソフトウェア	1	**資本金**	**5,344**
電話加入権	10	**資本剰余金**	**5,041**
その他	0	資本準備金	5,041
投資その他の資産	**31,479**	**利益剰余金**	**10,543**
投資有価証券	783	利益準備金	563
関係会社株式	29,841	その他利益剰余金	9,979
差入敷金	183	配当準備積立金	930
繰延税金資産	334	固定資産圧縮積立金	199
その他	421	別途積立金	2,140
貸倒引当金	△85	繰越利益剰余金	6,709
		自己株式	**△639**
		評価・換算差額等	**107**
		その他有価証券評価差額金	**107**
		純資産合計	**20,397**
資産合計	**69,480**	**負債・純資産合計**	**69,480**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年２月１日から 2022年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**66,095**
営業収益		**1,607**
売上高及び営業収益合計		**67,703**
売上原価		**65,724**
売上総利益		**1,978**
販売費及び一般管理費		**1,896**
営業利益		**81**
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	358	
その他	51	440
営業外費用		
支払利息	96	
その他	34	130
経常利益		**391**
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	319	323
特別損失		
固定資産売却損	39	
固定資産除却損	0	
関係会社清算損	16	
減損損失	57	114
税引前当期純利益		**601**
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	0	7
当期純利益		**593**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年３月７日

株式会社トーホー
　取締役会　御中

神明監査法人
　兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	古　村　永子郎
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　憲　二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トーホーの2021年２月１日から2022年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーホー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

2022年３月７日

株式会社トーホー
　取締役会　御中

神明監査法人
　兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	古　村　永子郎
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　憲　二

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トーホーの2021年２月１日から2022年１月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年２月１日から2022年１月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部門責任者及び神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月8日

株式会社トーホー　監査役会

常勤監査役　奥　村　卓　哉　㊞

常勤監査役（社外監査役）　中　島　　亨　㊞

社外監査役　内　海　陽　子　㊞

社外監査役　中　川　一　之　㊞

以　上

TOPICS

第69期の主な取り組み（2021年2月1日～2022年1月31日）

2021年

2月	1日	第8次中期経営計画「SHIFT UP 2023」スタート
		トーホーフードサービスがトーホー・共栄及び河原食品を吸収合併
		トーホーキャッシュアンドキャリーがトーホー・C&C静岡を吸収合併
		トーホーフードサービスが6年ぶりの新規事業所となる京阪営業所を開設
		トーホーフードサービスが仙台営業所を移転
	11日	トーホーストアが「もったいない屋」シリーズの販売を開始
3月	4日	「健康経営優良法人2021 ホワイト500」3年連続で認定取得
4月	20日	第68回定時株主総会開催
	30日	トーホーストア上高丸店改装オープン
5月	19日	A-プライス和歌山店改装オープン
	28日	若王寺子ども食堂の会に食品を寄贈
8月	2日	トーホービジネスサービスがクラウドサービス「Easy Filers」の提供を開始
		「トーホーグループ子ども参観日」を初の動画配信で2年ぶりに開催（～8月31日）
8月	30日	国分グループ本社と業務提携基本契約を締結
	31日	トーホーストアが4社コラボの野菜たっぷり弁当2種を販売
9月	1日	トーホーキャッシュアンドキャリーが「A-プライスオンラインショップ」を開設
	27日	トーホーグループ　サステナビリティ方針を制定
10月	9日	トーホーフードサービスがtoho coffeeの定期便サービスを開始
	11日	佐賀大学教育学部附属中学校でオンライン授業を開催
	15日	トーホーストアかりばプラザ店改装オープン
	19日	統合報告書を2年ぶりに発行（WEB版）
	下旬	リモート社会科見学を計6校の小学校で実施
11月	8日	トーホーストアがコウノトリ1点1円キャンペーンの募金を豊岡市へ寄付
	26日	社会貢献型株主優待などで兵庫県に車いすを寄贈

2022年

1月	11日	東京証券取引所が新市場への移行先を公表し、当社のプライム市場への移行が決定
	21日	ESG講座（e-ラーニング）を初開講

新サービス「toho coffee定期便」をスタート

ディストリビューター事業を営む㈱トーホーフードサービスでは、飲食店向けの新たなサービスとして「toho coffee定期便」を10月からスタートいたしました。月額の一定料金でお好みのコーヒーと量が選べ、特典としてコーヒーマシンを無料で借りられるサービスとなり、飲食店様からは少額でコーヒーの提供を開始でき、コロナ禍で高まったコーヒーのテイクアウト需要などに対応できると大変ご好評をいただいております。

A-プライスオンラインショップを開設、新たな販売チャネルで新規開拓を推進

2021年9月、㈱トーホーキャッシュアンドキャリーが「A-プライスオンラインショップ」を開設いたしました。

同オンラインショップでは、バイヤーが厳選した産直商品やフォアグラなどの専門食材を含め、一般の食品スーパーでは手に入りにくいプロが使用する業務用食材を約3,000アイテムご用意しております。

また、テーマに沿った食材の特集やその活用方法を継続的に発信し、飲食店を営むお客様のメニュー開発のサポートにも注力いたしました。このような取り組みの結果、プロのお客様はもちろん、一般のお客様にもご活用の幅が広がっております。

今後もトーホーグループの商品力を活かした品揃え強化を継続していくとともに、蓄積したデータの分析による個々のお客様のニーズに即した販売促進の実践などに取り組み、さらなる販売強化を図ってまいります。

A-PRICE プロの食材の店 A-プライス オンラインショップ

URL　https://a-price.jp

機能のご紹介（一部）

A-プライス自慢の産直商品や実店舗と連動したフェア商品の紹介など“今買って欲しい”商品をピックアップ。また、お財布に優しいお買い得商品も日々更新しています。

飲食店のお客様向けの検索はこちらから。各業態に最適な商品を紹介していますので、新たなメニューづくりのサポートも可能です。

トーホーグループの社会貢献活動

～社会から信頼され、必要とされる会社を目指して～

■ 株主優待制度などを利用して兵庫県へ車いすを寄贈

1947年に佐賀県で創業したトーホーは、1953年に本社を兵庫県神戸市に移転し、以来70年近くにわたり兵庫県を地元として事業活動を営んでおります。この度、永年の感謝の想いを込めて、2021年11月に地域の社会福祉向上に寄与するため、「社会貢献型株主優待制度」および「プルタブ回収」の取り組みを活用し、車いす14台を兵庫県に寄贈いたしました。

今回も多くの株主様からご協力いただき、寄贈することができました。誠にありがとうございました。

■ オンラインを活用し、学生向け「リモート社会科見学」「リモート授業」を実施

2021年秋に神戸市内の小学校6校計15クラス約500人の子どもたちを対象に、学校の教室にいながら社会科見学の体験ができる「リモート社会科見学」を実施いたしました。トーホーストアの仕事内容が分かる動画を視聴した後、「zoom」などWEB会議ツールを用いて店長との質問タイムを設けました。疑問に思ったことを元気よく質問するなど、楽しく勉強できたようで笑顔あふれる授業となりました。

また、佐賀大学教育学部付属中学校よりトーホーグループが注力しているフェアトレードコーヒーの取り組みを知りたいとのご依頼を受け、「フェアトレードとSDGs」をテーマにオンラインでの授業を実施いたしました。日頃からSDGsへの理解促進が活発な同中学校の生徒の皆さんは、トーホーグループの取り組みに興味津々で、SDGsに係わる様々な質問をするなど大変ご好評をいただきました。

トーホーグループ統合報告書を2年ぶりに発行

コスト・コントロールと環境への配慮から、今回より冊子での発行を中止し、ホームページ上のみでトーホーグループ統合報告書を公開しております。本報告書では、トーホーグループが「食を通して社会に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画「SHIFT UP 2023」の重点施策に沿った業績拡大とともにトーホーグループの「サステナビリティ方針」に基づくサステナビリティ経営を推進することで、グループの企業価値向上を着実に進めていることを紹介しております。

株主優待

当社は、株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。

「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、下記のA～Dコースから1点をお選びいただけます。

基準日	1月31日(贈呈時期6月下旬頃)		
対象株主様 / 優待品コース	「所有株式数が100株以上200株未満」の株主様、または「200株以上」かつ「所有期間が1年未満」の株主様	「所有株式数が200株以上400株未満」かつ「所有期間が1年以上」の株主様	「所有株式数が400株以上」かつ「所有期間が1年以上」の株主様
Aコース 社会貢献への寄付	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円
Bコース お買物割引券のみ	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 200枚	お買物割引券 100円 × 400枚
Cコース お買物割引券 ＋ 商品	—	お買物割引券 100円 × 100枚 ＋ トーホーセレクト商品	お買物割引券 100円 × 200枚 ＋ トーホーセレクト商品
Dコース 商品のみ	—	トーホーセレクト商品	トーホーセレクト商品

(注)1.「所有期間が1年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日(1月31日)とその前年の7月31日、1月31日の株主名簿に連続して3回以上、記載または記録されている株主様となります。

2.優待品コースの選択方法及びトーホーセレクト商品の内容は、毎年3月下旬頃に郵送にて、返信用ハガキとともにご案内いたします。

※詳しくは当社ホームページをご確認ください。(https://www.to-ho.co.jp)

※株主優待制度について、ご不明な点がございましたら㈱トーホー コーポレート・コミュニケーション部までお問い合わせください。(TEL.078-845-2523)

株主メモ

事業年度	毎年2月1日より翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
期末配当金受領株主確定日	毎年1月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年7月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先(電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031(フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
公告方法	電子公告により行います。 公告掲載 URL. https://www.to-ho.co.jp ただし、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。

お知らせ

特別口座に関する手続き書類につきましては、三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトでご請求いただけます。

https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会場	**神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」** 神戸市中央区港島中町6丁目10番地1　電話 (078) 302－1111

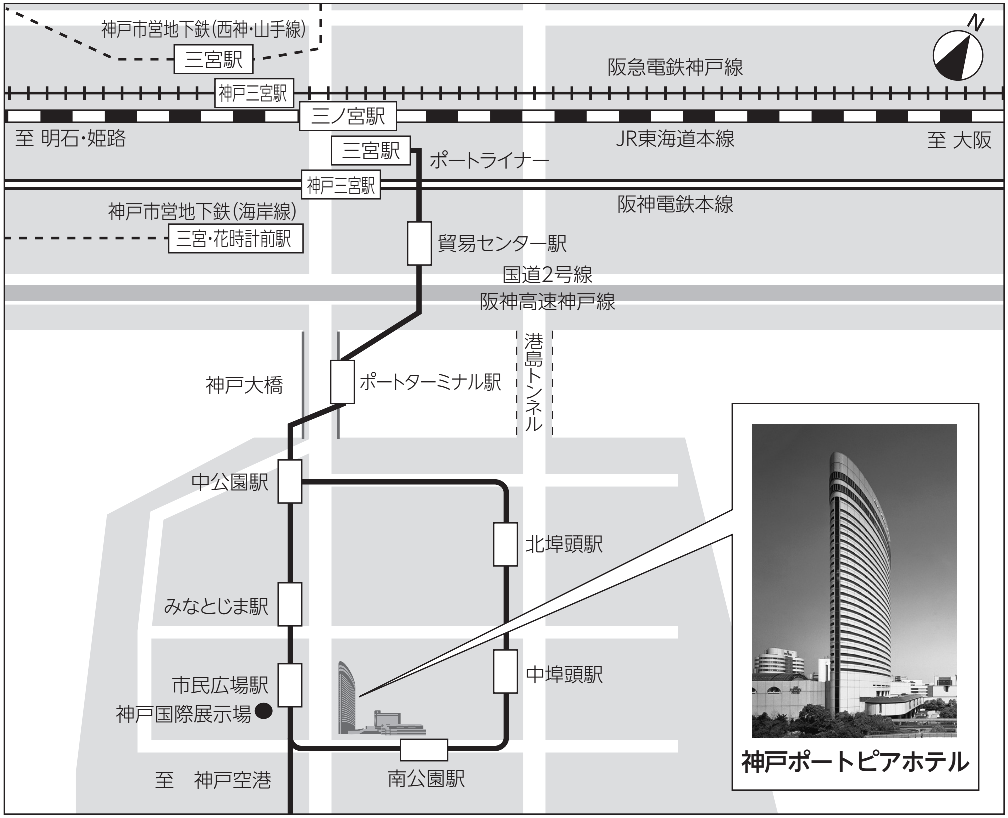

交通	**●神戸新交通 ポートアイランド線（ポートライナー）** **「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分** **「市民広場駅」から徒歩約５分**

※シャトルバスのご案内
JR三ノ宮駅南側「ミント神戸１階（三宮バスターミナル)」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●本総会会場では、生物由来（木質系）のグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行います。
●本冊子は、環境保全のため「FSC®認証用紙」「ベジタブルインキ」を使用しております。

ENERGY GREEN

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC www.fsc.org FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。